

5 月 NEWS

(1) 税制情報

4 月に引き続き平成 27 年の税制改正のうち新エコカー減税についてご紹介します。

車体課税では「自動車重量税の見直し」、「自動車取得税の見直し」及び「軽自動車税の見直し」がされています。

新エコカー減税

税制改正の内容は、エコカー減税について、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、2 年間（自動車取得税は平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に取得した場合、自動車重量税は平成 27 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日の間に新車登録した場合）の経過的な措置として、平成 32 年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講じます。

従来（平成 27 年度税制改正前）のエコカー減税対象自動車のうち、平成 27 年度税制改正でエコカー減税対象外となるのは、乗用車・軽量車について、平成 17 年度排出ガス規制 75%低減を達成（☆☆☆☆）しているもののうち、平成 27 年度燃費基準の達成状況が 0%以上 5%未満のものは、平成 27 年度税制改正によりエコカー減税対象外となりました。ただし、これらの自動車に対する自動車重量税には、平成 27 年度税制改正によりエコカー減税対象外となる自動車に対しては、新車新規登録時のみ自動車重量税の税率が本則税率となる経過的措置があります経過的措置が設けられています。なお、平成 17 年度排出ガス規制 75%低減達成（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準 5%以上達成の自動車については、これまでと変わらずエコカー減税対象自動車となります。

軽自動車税は、自家用であれば 7,200 円／年でした。しかし、平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録される車両に限り 10,800 円／年に増税されます。既存の車両は、増税対象になりません。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降からは、新車登録から 13 年経過した車両には、これまで軽自動車に課せられてなかった自動車重量税（乗用・自家用は 12,900 円）が課せられることとなります。

■自動車重量税の平成27年5月以降＜エコカー減税の見直し＞

現行(平成26年度税制改正)	
対象車	初回車検
電気自動車 等	免税(※1)
H27年度燃料基準+20%達成	
H27年度燃料基準+10%達成	▲75%
H27年度燃費基準達成	▲50%

平成27年度税制改正	
対象車	初回車検
電気自動車 等	免税(※1)
H32年度燃料基準+20%達成	
H32年度燃料基準+10%達成	▲75%
H32年度燃費基準達成	▲50%
H27年度燃費基準+5%達成	▲25%

(※1) 初回車検時免税の場合は、2回目も免税

■自動車取得税の平成27年度4月以降＜エコカー減税の見直し＞

現行(平成26年度税制改正)	
対象車	内容
電気自動車 等	非課税
H27年度燃料基準+20%達成	
H27年度燃料基準+10%達成	▲80%
H27年度燃費基準達成	▲60%

対象車	内容
電気自動車 等	非課税
H32年度燃料基準+20%達成	
H32年度燃料基準+10%達成	▲80%
H32年度燃費基準達成	▲60%
H27年度燃料基準+10%達成	▲40%
H27年度燃費基準+5%達成	▲20%

■軽自動車税

車種	改正前			改正後		
	平成26年度まで			平成27年3月31日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	平成27年4月1日以後に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けてから13年を経過した車両
				<1>	<2>	<3>
三輪(660cc以下)		3,100	➡	3,100	3,900	4,600
四輪乗用(660cc以下)	営業用	5,500		5,500	6,900	8,200
	自家用	7,200		7,200	10,800	12,900
四輪貨物用(660cc以下)	営業用	3,000		3,000	3,800	4,500
	自家用	4,000		4,000	5,000	6,000

(2) 5月の主な税務

5月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認ください。

提出期限等	内容
5月11日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限
5月15日	特別農業所得者の承認申請の申請期限
県の条例で定める日	自動車税の納付 鉾区税の納付
6月1日	3月決算法人の確定申告
6月1日	3・6・9・12月決算法人と個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月1日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月1日	9月決算法人の中間申告
6月1日	消費税の年税額が400万超の6・9・12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
6月1日	消費税の年税額が4800万超の2・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告
6月1日	確定申告税額の延納の届出に係る延納税額の納付

(3) スタッフの一言

5月にはゴールデンウィークがあり、楽しみがありますが、税理士法人アリオンでは3月決算法人の確定申告時期のため1年間の中で最も忙しい月となります。

忙しい時期ではありますが、体調には十分に気をつけて、少しでもみなさまのお役に立てるように努力して参りますので、今後ともよろしくお願い致します。

(担当 入江)